

米子市定員適正化計画

(計画期間:平成17年4月1日～平成22年4月1日)

平成18年3月27日策定
米子市

1 これまでの定員管理の状況(旧米子市分のみ)

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	9	10	11	12	13	14	15	16	(17)
一般行政	職員数 A	617	614	617	619	610	610	611	608	686
	対前年増減数	△ 1	△ 3	3	2	△ 9	0	1	△ 3	78
	定員モデル超過数	△ 12	△ 7	△ 1	△ 1	△ 16	△ 13	△ 8	△ 10	3
定員適正化計画	計画数 B	616	615	617	616	617	610	615	614	616
	達成状況C(A-B)	1	△ 1	0	3	△ 7	0	△ 4	△ 6	70
特別行政	職員数 D	132	131	133	130	133	136	129	127	135
	対前年増減数	5	△ 1	2	△ 3	3	3	△ 7	△ 2	8
	定員適正化計画	計画数 E	133	134	134	133	136	142	132	133
公営企業等	職員数 G	204	200	201	200	210	207	207	208	214
	対前年増減数	0	△ 4	1	△ 1	10	△ 3	0	1	6
	定員適正化計画	計画数 H	205	205	205	205	200	200	201	201
合計	職員数 A+D+G	953	945	951	949	953	953	947	943	1035
	対前年増減数	4	△ 8	6	△ 2	4	0	△ 6	△ 4	92
	定員適正化計画	計画数 B+E+H	954	954	956	954	953	952	948	948
	達成状況C+F+I	△ 1	△ 9	△ 5	△ 5	0	1	△ 1	△ 5	86

- (注) 1 「定員モデル超過数」欄は、「(各年4月1日現在のモデル対象職員数) - (各年に直近の定員モデル試算値)」の算式により得られた数値である。
 2 「定員適正化計画」欄は、過去に策定した定員適正化計画の内容である。
 3 平成13年度の「計画数」欄は、平成13年度から平成17年度までの計画期間の計画によるものである。

○過去の定員適正化計画の具体的内容及び達成状況

【計画期間】平成9年度から平成13年度まで

【数値目標】平成8年4月1日現在618人であった一般行政部門職員数を平成13年4月1日までに4人減員し、614人とすることなど。

【手 法】少人数の課・係の統廃合及び業務終了後のスクラップの徹底等により、年次的に一般行政部門を中心とした減員を図ること。

【達成状況】一般行政部門の減員目標を平成10年度までに達成したが、その後計画策定時に予測されなかった鳥取県からの権限移譲や介護保険制度の実施による増要因の発生により、平成12年度においては同部門の計画数616人に対し、職員数619人となり計画にずれが生じた。

【計画期間】平成13年度から平成17年度まで

【数値目標】±0人(全部門)

平成12年度の総職員数949人を計画終期の平成17年度においても上回らないこと。

【手 法】組織の簡素化・効率化の一層の推進、臨時非常勤職員の活用、庁内LANの導入をはじめとするOA化等のほか、年1%以上の定員を一律に削減捻出し、これを一部増要因へ再配分する「定員の計画再配分方式」の導入により着実な職員総数抑制の手段とすること。

【達成状況】平成15年度まで概ね計画どおり進捗し、平成16年度には計画人数より5人減の状況となった。

2 定員管理の現状分析及び課題

(1) 定員モデルとの比較

総務省による定員モデル試算値を用いた比較においては、下表のとおり平成16年(市町合併前)まではモデル試算値に対して旧米子市は下回っており、旧淀江町については超過しているが、旧市町を合算したものを比較すれば、下回っている。

しかし、平成17年(市町合併時)においては、モデル試算値を3人超過している状況である。

区 分		定員モデル			
		対象職員数	試算値	超過数	超過率
		A 人	B	C(A-B)人	C/A %
平成14年	旧米子市	614	627	△ 13	△ 2
	旧淀江町	73	72	1	1
	計	687	699	△ 12	△ 2
平成15年	旧米子市	604	612	△ 8	△ 1
	旧淀江町	73	72	1	1
	計	677	684	△ 7	△ 1
平成16年	旧米子市	602	612	△ 10	△ 2
	旧淀江町	77	75	2	3
	計	679	687	△ 8	△ 1
平成17年	(新)米子市	678	675	3	0.44

※各年とも4月1日現在

なお、平成17年における部門ごとの比較状況は下表のとおり。

大 部 門	部 門	本市対象職員数	定員モデル試算値	超過数
議会・総務	議会	241	245	△ 4
	総務			
福祉	民生	279	273	6
	衛生			
経済	労働	65	62	3
	農林水産			
土木(建設)	商工	93	95	△ 2
	土木(建設)			
一般行政計		678	675	3

※定員モデル・・・地方公共団体定員管理研究会(事務局:総務省自治行政局)によるもの。

人口、面積、事業所数など地方公共団体の行政需要に密接に関係すると考えられる指標と職員数との相関関係を多重回帰分析の手法により分析し、これに基づいて各地方公共団体の参考となる職員数を自ら算出できるよう団体区分ごとに作成された算式のことであり、各団体は、この算式に所定の説明変数を代入してモデル職員数を算出し、実際の職員数と比較検討することとなる。

※定員モデルの対象職員は下表のとおり。

普通会計									公営企業等会計				
一般行政								特別行政					
議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農水	商工	土木	教育	水道	下水	国保	介護
○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×

※部門は、地方公共団体定員管理調査によるもの。

※出向、派遣、休職、臨時職員を除く。

(2) 類似団体との比較

(注)類似団体比較は、総務省が示す数値を用いて行うものであるが、本計画策定時点では平成16年4月1日現在分が最新のものであり、従って、このたびの比較は旧米子市と旧淀江町が別団体で存在している状態において、両市町が各部門で計上していたものを単純に合算した数値を本市の職員数として比較したものにすぎないものであること。
よって、市町合併に伴う一定のスケールメリットが働いていない状態のものであること。

類似団体職員数との比較においては、上記(注)の前提があるが、下表のとおり税務部門を除く各部門において、本市の職員数が下回っており、普通会計部門の合計において115人下回っている。税務部門の超過については、収納部門及び固定資産税部門の配置が類似団体と比較し、若干多いことが要因として考えられる。

大 部 門	部 門	本市対象職員数	類似団体職員数	超過数
議会・総務	議会	9	10	△ 1
	総務	173	193	△ 20
税務	税務	68	65	3
福祉	民生	189	191	△ 2
	衛生	86	103	△ 17
経済	労働	2	3	△ 1
	農林水産	47	56	△ 9
	商工	18	21	△ 3
土木(建設)	土木(建設)	92	129	△ 37
一般行政計		684	771	△ 87
教育	教育	147	175	△ 28
普通会計計		831	946	△ 115

※「本市対象職員数」は、平成16年4月1日現在の旧米子市及び旧淀江町の各部門の職員数を合算したものであること。

※類似団体職員数・・・総務省自治行政局によるもの。

全市町村(指定都市を除く。)を人口と産業構造(産業別就業人口構成比)を基準にいくつかの類型に分け、各類型ごとに普通会計部門の職員数の人口1万人当たりの数値を算出し、指標としたもの。

このたびの比較における平成16年4月1日現在の旧米子市と旧淀江町を合体させたものの類型はH-Ⅱ型(人口:13万~18万、産業構造:2次・3次85%~95%)に区分される。

※類似団体(H-Ⅱ型)・・・帯広市、小山市、藤枝市、(旧)鳥取市、山口市、都城市、周南市

※類似団体職員数の対象職員は、上記の表に掲げる部門の職員であり、水道、下水道、国保、介護の公営企業等会計部門の職員は対象外であること。

(3) 職員定数算定業務(事務量調査)結果から

平成16年度に旧米子市において実施した外部の専門機関(株式会社ユーエフジェイ総合研究所大阪本社)による職員定数算定業務(事務量調査)の結果は次のとおりである。

【調査結果】

- (ア) 超過勤務実態を加味した職員数は約1,390人。(現状1,350人に対して)
 (イ) 業務効率化を実施すれば31.73人の削減が可能。
 (ウ) アウトソーシング(外部委託)を前提とした場合は、全2,316業務のうち、アウトソーシング割合が100%の480業務をはじめ、1,331業務についてアウトソーシングの可能性があり、これにより800人程度の削減が可能。

(注)本調査の対象職員は、旧米子市の定数内職員、臨時職員、非常勤職員が対象であること。

この調査結果報告を受け、まず、業務の効率化については報告書に示された具体的な改善方法を参考とし、業務手順の点検の際の基礎的資料として活用する。

また、アウトソーシングに係る分析結果については、コスト比較、受託者の有無、内部技術力の低下に伴う品質管理能力の低下、情報漏洩リスク等の想定される諸課題の分析を加え、対象業務の選定、優先順位の決定等の検討の際の基礎的資料として活用する。

3 今後の定員管理のあり方

(1) 長期的な定員適正化の目標

次に掲げる事項を総合的に勘案し、本市が目指すべき目標を下記のとおりとする。

ア 将来の本市を取り巻く厳しい行財政環境

10年後の本市においては、高齢化のさらなる進展に伴う社会保障費等の増大が見込まれるとともに、市町合併による優遇措置が消滅することとなる。

また、国が巨額な債務を抱える今日の状況においては、国からの財政支援を期待することは困難であり、自立可能な行財政の確立を図る必要がある。

イ 持続可能な組織機構の確立

職種別年齢構成の平準化を図り、組織の持続性を維持するために、市町合併による人的スキルメリットを勘案した上で、必要最小限の新規採用を行うこととする。

上記のことから、持続可能な組織体制の維持(新規採用職員の一定数の確保及び職種別年齢構成の平準化)を前提とし、「新たな行政の創造」に向けたスリムな組織の確立を図るため、10年後を見据えた定員適正化の目標は、現時点(平成17年)の職員数の概ね15%の職員を退職者の不補充(一部不補充を含む。以下同じ。)により削減することとする。

【平成17年4月1日現在職員数】 919人(水道局を除く)

【15%削減人数】 141人

(退職予定者数の推移と採用計画)

年度	退職予定者数(人)	採用予定者数(人)	不補充(削減)人数(人)
17	8	0	8
18	12	0	△ 8
19	8	2	△ 10
20	19	3	△ 5
21	22	3	△ 16
22	31	4	△ 18
23	15	5	△ 26
24	23	5	△ 10
25	17	5	△ 18
26	23	5	△ 12
27	23	5	△ 18
合計	178	37	△ 141

(2) 本計画期間における定員適正化目標

平成17年度から平成21年度までの5年間を本計画期間とし、上記の長期的目標を踏まえ、この期間において**57人(6%)以上**を削減することを定員適正化目標とする。

基本的な考え方は、長期的目標と同様、職種ごとに持続可能な組織を維持するための最小限の職員を採用することとし、退職者の不補充による定員の適正化を図ることとする。

なお、本計画期間における技能労務職員の採用は、原則、凍結することとする。

(H17～H21職種別退職予定者数)

区分	一般事務	土木	機械・電気	保育士	保健師	運転手	衛生員	調理員	計
H17	4			2				2	8
H18	2	5	2	1				2	12
H19	3	3		1				1	8
H20	7	7		3	1	1			19
H21	8	6	1	2	3		1	1	22
計	24	21	3	9	4	1	1	6	69

※なお、この他に下記職種の職員の当該期間中の退職予定はなし。

建築技師、化学技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、学芸員、衛生員兼運転手、学校主事、管理人、葬祭員

(H17～H21職種別採用予定者数)

区分	一般事務	土木	機械・電気	保育士	保健師	運転手	衛生員	調理員	計
退職 予定者数	24	21	3	9	4	1	1	6	69
採用 予定者数	4	4	1	2	1	0	0	0	12
不補 充人数	△ 20	△ 17	△ 2	△ 7	△ 3	△ 1	△ 1	△ 6	△ 57

(3) 定員適正化を実施するための手段

次に掲げる手段により新規採用を抑制(退職者の一部不補充)し、定員適正化を図ることとする。

① 事務事業の縮小・廃止及び民間移管の推進

事務量調査(職員定数算定業務:平成16年度に旧米子市実施。以下「事務量調査」という。)の結果及び事務事業評価の手法を用いながら、法令で市の関与が義務付けられているものを除き、官と民の役割を徹底検証した上で、ゼロベースで見直すことにより事務事業の廃止・縮小及び民間移管を推進する。

具体的には、財政健全化プラン(平成17年6月策定)において見直しを検討する項目として掲げる次の取組を推進する。

- 市営葬儀事業の廃止
- 公立保育園の民間移管

また、本市の財政規模に見合った事業の推進を図る観点から、新たな行政ニーズへの対応については、スクラップ・アンド・ビルドによることを徹底する。

② 事務事業の効率化及び民間委託の推進

①と同様に官民の役割分担を徹底的に検証した上で、市が行うものとした場合にあっては、「最小の経費で最大の効果を生むこと。」を基本に事務事業の民間委託を推進する。

具体的には、財政健全化プランに掲げる事務事業及び事務量調査において提案のあった次の事務事業の効率化及び民間委託について推進する。

- 学校施設管理業務
- 学校給食センター管理運営業務
- 庁舎管理業務
- 公用車運転業務及び維持管理業務
- 可燃ごみ等収集業務、プラットホーム監視業務
- 公園管理業務

③ 技能労務職員の職種転換の推進

①及び②の取組に伴う技能労務職員の処遇については、一般事務等への職種転換を推進するものとし、平成18年度にその募集を行い、平成19年度及び平成20年度に職種転換を行う。

なお、この職種転換に伴う一般事務等の一時的な増員については、財政健全化の観点から、市税等の徴収部門に重点配置するほか、臨時・非常勤職員対応部門等へ暫定的に配置する。

④ その他

上記の取組みのほか、次に掲げる取組みを本計画期間中に実施することにより、より一層の定員の適正化を図るための手段とする。

ア 定年前早期退職制度の時限的特例措置の導入

技能労務職員の職種転換による一般事務職等の一時的な増員の適正化、団塊の世代の集中退職の平準化及び新陳代謝による年齢構成の平準化を図るため、平成18年度から平成20年度までの3年間に定年前早期退職制度の時限的特例措置を導入する。

イ 組織機構の再編

定員の適正化(スリム化)に対応すると同時に、持続可能かつ機動的・効率的な組織体制を確立するため、現行の組織にとらわれることなく、また、合併によるスケールメリットを最大限発揮すべく抜本的な組織機構の再編を行う。

(4) 年次別推進手順

別紙のとおり

(別紙) 定員適正化計画の年次別推進手順

部門	区分	主な増減事由	H17. 4. 1	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	計
議会		減員							0
		増員							0
		差引		0	0	0	0	0	0
		職員数	8	8	8	8	8	8	8
総務	減員	統合・縮小・廃止		△ 5	△ 1	△ 3			△ 9
		民間委託(本庁舎管理)				△ 1		△ 1	
		民間委託(公用車運転)				△ 5		△ 5	
		電算化		△ 2				△ 2	
		欠員不補充		△ 2				△ 2	
	増員	暫定増配置(臨時職員対応分)終了					△ 1	△ 1	△ 2
		暫定増配置(臨時職員対応分)終了							0
		業務増		11	1	1	1		14
		暫定増配置(臨時職員対応分)				4			4
		暫定増配置(その他)			1	2			3
	欠員補充			2				2	
	差引		2	3	△ 2	0	△ 1	2	
	職員数	167	169	172	170	170	169	169	
税務	減員	電算化				△ 2	△ 5		△ 7
		暫定増配置(臨時職員対応分)終了						△ 4	△ 4
	増員	市税徴収体制強化		2					2
		暫定増配置(徴収部門:税)			10				10
		暫定増配置(臨時職員対応分)				4			4
	差引		2	10	2	△ 5	△ 4	5	
	職員数	72	74	84	86	81	77	77	
民生	減員	民間移管(保育所の一部)				△ 7			△ 7
		欠員不補充		△ 1				△ 1	
		一部臨時職員対応(保育士)		△ 2	△ 1		△ 2	△ 2	△ 7
		一部臨時職員対応(調理員)		△ 2					△ 2
	増員	その他		△ 1					△ 1
		業務増		4		4			8
		欠員補充			1				1
		暫定増配置(徴収部門:保育料)			2	2			4
		暫定増配置(臨時職員対応分)				2			2
		暫定増配置(その他)				3			3
	その他		1		7			8	
	差引		△ 1	2	11	△ 2	△ 2	8	
	職員数	193	192	194	205	203	201	201	
衛生	減員	統合・縮小・廃止		△ 3	△ 3	△ 2			△ 8
		民間委託拡大(ごみ分別収集業務)				△ 14	△ 1	△ 1	△ 16
		一部臨時職員対応(衛生員)		△ 1					△ 1
		一部臨時職員対応(保健師)					△ 1	△ 2	△ 3
	増員	暫定増配置(非常勤職員対応分)終了					△ 1	△ 1	△ 2
		業務増		2					2
	暫定増配置(非常勤職員対応分)				2			2	
	差引		△ 2	△ 3	△ 14	△ 3	△ 4	△ 26	
	職員数	86	84	81	67	64	60	60	
労働		減員							0
		増員							0
		差引		0	0	0	0	0	0
		職員数	2	2	2	2	2	2	2
農林水産	減員	統合・縮小・廃止		△ 2	△ 2	△ 3			△ 7
		暫定増配置(臨時職員対応分)終了					△ 2		△ 2
	増員	業務増				1			1
暫定増配置(臨時職員対応分)					2			2	
	差引		△ 2	△ 2	0	△ 2	0	△ 6	
	職員数	48	46	44	44	42	42	42	
商工	減員	統合・縮小・廃止		△ 1				△ 3	△ 4
	増員	業務増			2				2
		差引		△ 1	2	0	0	△ 3	△ 2
		職員数	17	16	18	18	18	15	15
土木	減員	統合・縮小・廃止		△ 2	△ 2				△ 4
		欠員不補充		△ 2					△ 2
		暫定増配置(臨時職員対応分)終了					△ 2	△ 3	△ 5
	増員	業務増				3			3
		欠員補充				2			2
		暫定増配置(徴収:市営住宅家賃)			1	1			2
	暫定増配置(臨時職員対応分)				6			6	
	暫定増配置(その他)				1			1	
	差引		△ 4	△ 1	13	△ 2	△ 3	3	
	職員数	93	89	88	101	99	96	96	
一般行政		減員		△ 26	△ 9	△ 37	△ 15	△ 17	△ 104
		増員		20	20	47	1	0	88
		差引		△ 6	11	10	△ 14	△ 17	△ 16
		職員数	686	680	691	701	687	670	670

部門	区分	主な増減事由	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	計
特別行政 (教育)	減員	統合・縮小・廃止		△ 1	△ 7	△ 4			△ 12
		民間委託(学校給食業務)				△ 30		△ 1	△ 31
		一部臨時職員対応(学校主事)		△ 2					△ 2
		一部非常勤職員対応(学校主事)			△ 19				△ 19
		一部臨時職員対応(調理員)		△ 1	△ 2				△ 3
	増員	業務増		3					3
		暫定増配置(その他)				5			5
	差 引			△ 1	△ 28	△ 29	0	△ 1	△ 59
職 員 数			134	133	105	76	76	75	75
公営企業 等会計 (水道除く)	減員	統合・縮小・廃止		△ 1					△ 1
		欠員不補充		△ 1					△ 1
		暫定増配置(臨時職員対応分)終了						△ 2	△ 2
	増員	業務増		1					1
		欠員補充			1				1
		暫定増配置(徴収:国保料)			3	3			6
		暫定増配置(徴収:介保料)			1	1			2
		暫定増配置(徴収:下水道使用料等)			2	2			4
		暫定増配置(臨時職員対応分)				7			7
	差 引			△ 1	7	14	△ 2	0	18
職 員 数			99	98	105	119	117	117	117
合計	減 員			△ 32	△ 37	△ 71	△ 17	△ 18	△ 175
	増 員			24	27	66	1	0	118
	差 引			△ 8	△ 10	△ 5	△ 16	△ 18	△ 57
職 員 数			919	911	901	896	880	862	862

(注) 「部門」は、一般行政部門については定員管理調査の大部門別に、特別行政部門及び公営企業等会計部門についてはそれぞれにまとめたものである。